

おおさかの環境

20 5

循環型社会をめざした環境都市づくり



ごあいさつ



地球温暖化やヒートアイランド現象は、都市部における熱帯夜の増加など私たちの身近なところまで影響を及ぼしてきていますが、このままでは、大阪が住みにくい街というイメージを与え、大きな損失を引き起こす可能性もあります。

大阪府では、このような2つの温暖化や社会的問題となったアスベストなど多様化する環境問題に対応するため、条例の制定や、あらゆる主体による環境活動を推進するなど、環境保全対策に積極的に取り組んでいます。

この冊子を通して、大阪の環境の状況と府の施策について理解を深めていただき、ともに、豊かな環境都市の構築を目指した取り組みを進めていこうではありませんか。

大阪府知事 太田 房江

目次

総合的・計画的に環境施策を推進するために…………… 1	公害の苦情やその解決のために…………… 9
ごみを減らし資源を活かすために…………… 2	化学物質を適正に取り扱うために…………… 10
地球環境を守る地域社会に…………… 4	豊かな自然との共生や文化が実感できるまちに…………… 11
きれいな空気で、静かなまちに…………… 6	すべての主体が積極的に参加し行動する社会に…………… 13
きれいな水、潤いとやすらぎのある水辺に…………… 8	

総合的・計画的に環境施策を推進するために

～循環型社会をめざした魅力ある環境都市づくり～

大阪府では、豊かな環境の保全と創造に向けて、「環境基本条例」をはじめ各種の条例・規則等を制定し、関係法令とあわせて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の環境総合計画」等に基づき、規制・指導や環境影響評価、環境教育・環境学習等の各種の施策を総合的かつ計画的に推進しています。

豊かな環境を保全・創造する条例の施行

○大阪府循環型社会形成推進条例

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、不適正処理を撲滅することにより、大阪をきれいな環境都市にします。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例

公害を防止し、府民の生活環境を守ります。

○大阪府自然環境保全条例

緑や野生生物を守り、育て、府民が自然の恵みを受けられる環境を守ります。また、「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」を創設し平成18年4月から施行します。

○大阪府景観条例

府民、事業者並びに市町村との協働による美しい景観づくりを進めます。

○大阪府環境影響評価条例

大規模な事業について、あらかじめ環境影響を評価し、環境に十分配慮して事業が行われるようにします。

○大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例

地域の美観を損ね、府民の安全で快適な生活環境の妨げになる放置自動車の撲滅を目指します。

○大阪府温暖化の防止等に関する条例

温室効果ガスの排出・人工排熱の抑制対策や建築物の環境配慮を促進させることで、良好な都市環境の形成を図ります。(平成18年4月施行)

施策の計画的な推進

○大阪21世紀の環境総合計画

「循環」、「健康」、「共生・魅力」及び「参加」の4つの基本方向によって施策を展開し、21世紀に残すことになった環境汚染など環境上の「負の遺産」の解決とともに、循環型社会をめざした魅力ある環境都市づくりを進めます。また、この計画の目標達成に向け、効果的かつ継続的な改善ができるよう、進行管理・点検評価を実施していきます。

○みどりの大阪21推進プラン

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市の実現を目指します。

○大阪府地球温暖化対策地域推進計画

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減に向け、省エネルギー対策などを推進します。

○大阪府自動車NOx・PM総量削減計画

平成22年度までに環境基準を達成するため、自動車排出ガス対策を推進しています。

○大阪府ヒートアイランド対策推進計画

ヒートアイランド対策を総合的、計画的に推進します。

ごみを減らし資源を活かすために

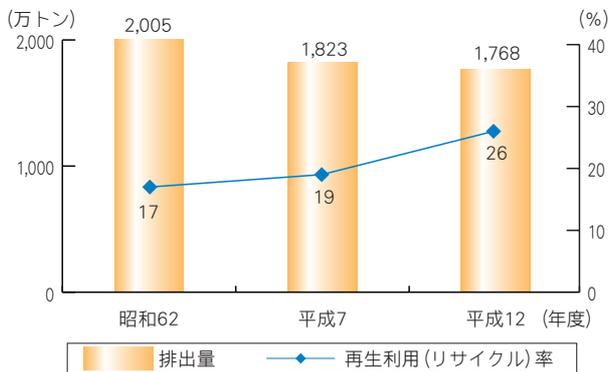
～廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理など～

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産・流通・消費・廃棄の各段階において廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進めることにより、持続的発展が可能な循環型社会を目指します。また、廃棄物の適正な処理を促すことにより、府民の健康で文化的な生活を確保します。

産業廃棄物

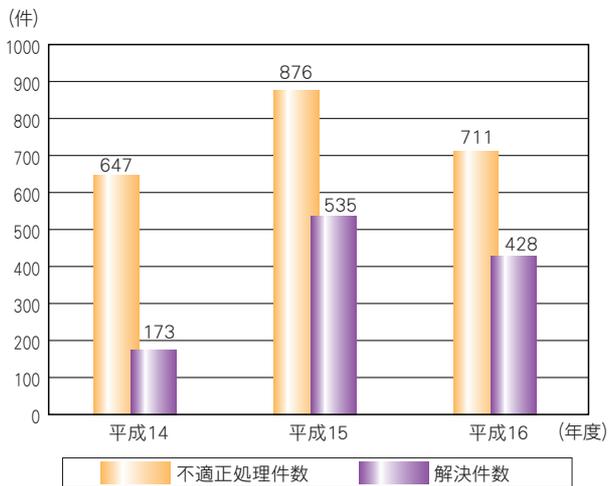
平成12年度に府域から排出された産業廃棄物は、1,768万トンとなっています。再生利用量は464万トンであり、最終処分量は147万トンとなっています。なお、平成12年度のデータが最新となっています。

産業廃棄物の排出量とリサイクル率の推移



また、府内では、産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理が依然として発生しており、行政の監視が行き届かない夜間や早朝、休日に極めて短期間に行われるなど、その手口が悪質・巧妙化しています。

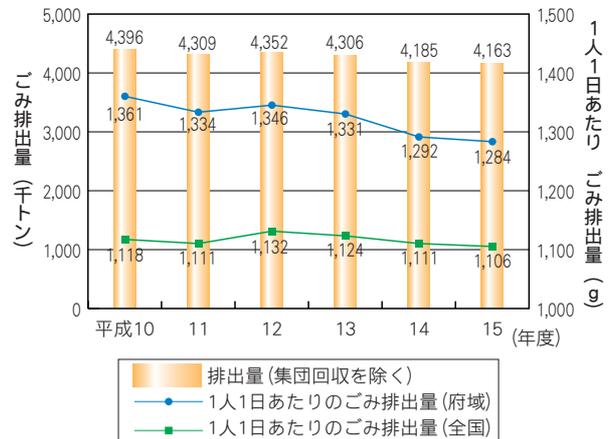
産業廃棄物不適正処理件数 (苦情件数)



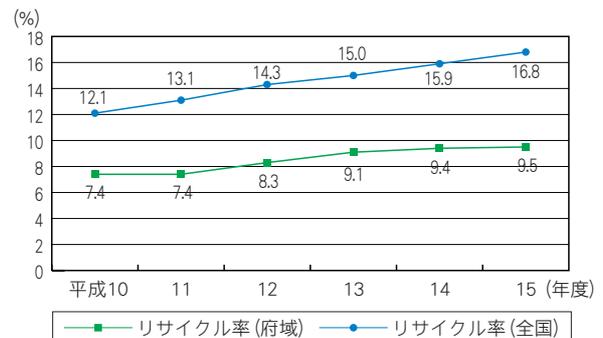
ごみ (一般廃棄物)

一般廃棄物の排出量は、ここ数年横ばいの傾向にあり、平成15年度の1人1日あたりの排出量は1.28kgとなっています。また、リサイクル率も上昇傾向にありますが、全国に比べると低い状況です。

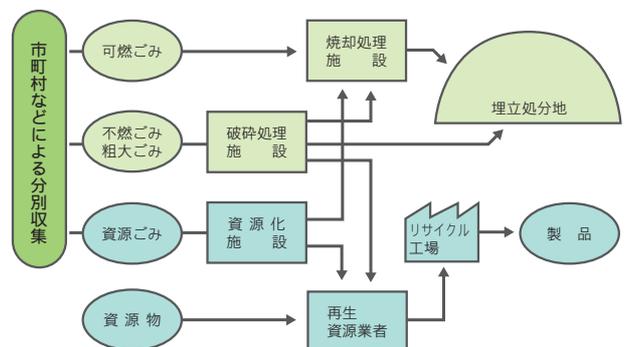
ごみの排出量の推移



ごみのリサイクル率の推移



ごみのゆくえ



廃棄物の減量化・リサイクルの推進

循環型社会を形成するため、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分のための基本的な方向を示した「大阪府廃棄物処理計画」（平成14年3月策定）に基づき、平成22年度までに廃棄物の最終処分量を概ね半減（平成9年度比）することを目指します。

○ごみの減量化とリサイクルへのとりくみ

住民団体、事業者団体、市町村、大阪府等により組織された「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、エコショップの普及、NO!!包装キャンペーンの実施、リサイクルフェアの開催など、ごみの減量化・リサイクルに取り組んでいます。

○リサイクル製品の普及促進

廃棄物（循環資源）のリサイクルを促進するため、府内で製造されたリサイクル製品の認定を行っています。ペットボトルや古紙、コンクリートがれき等をリサイクルした多くの製品を認定しています。大阪府では、環境にやさしいリサイクル製品の普及促進のため、率先購入に取り組んでいます。

大阪府認定リサイクル製品

府内で発生した廃棄物（循環資源）を使用し、府内の工場で製造した製品で、一定の基準を満たしたものを大阪府知事が認定します。



○適正なリサイクルの推進

容器包装リサイクル法や自動車リサイクル法などのリサイクル関連諸法による適正なリサイクルを推進します。また、家電品のリサイクルについては、消費者の負担軽減を図るため、廃棄物処理法に基づき、リサイクル事業者を活用した家電リサイクル大阪方式を推進しています。

○大阪エコエリア構想の推進

堺第7-3区廃棄物処分場跡地等に、立地を進めている7つの先進的な民間リサイクル事業を盛り込んだ「大阪府エコタウンプラン」が平成17年7月、国から承認を受けました。また、堺第7-3区では自然とふれあう場の創造などを内容とする「共生の森」づくりに取り組んでいます。

廃棄物の適正な処理の推進

○不適正処理の撲滅【循環】

マニフェストの交付の徹底など産業廃棄物の適正処理を排出事業者や処理業者に指導・監督しています。

また、市町村の推薦による不法投棄監視連絡員（11名）の委嘱に加え、平成15年度から不適正処理事案を専属に担当する組織として現職の警察官5名を含む13名の職員からなる「不適正処理対策グループ」を設置するなど、警察や市町村などと連携した監視パトロール体制の強化を図り、不適正処理の撲滅に努めています。

さらに、「大阪府循環型社会形成推進条例」（平成15年3月策定）に基づき、自ら排出した産業廃棄物の保管の届出指導を行うとともに、立入検査により廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守、同条例に基づく帳簿の整備の指導等を行っています。

○放置自動車対策の推進

「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」（平成16年3月制定）に基づき、府の管理地等に放置された自動車の所有者究明を行い、判明した所有者に自主撤去の指導を行うとともに、所有者不明の場合には迅速・適正な処分を行うなど放置自動車の撲滅に努めています。

○PCB廃棄物対策

PCB廃棄物の適正な保管・処理を推進するため、事業者に適正保管を指導するとともに、日本環境安全事業株式会社によるPCB処理施設の整備を促進しています。また、中小企業のPCB処理を支援するための基金に拠出しています。

私たち一人ひとりができること

- 本当に必要なものかよく考えてから購入しましょう。
- 「エコショップ」を利用したり、ごみ減量化・リサイクルに配慮した商品や再生資源を使用した商品を購入しましょう。
- 買い物袋を持参し、包装紙や袋は辞退しましょう。
- びん、缶、ペットボトル、牛乳パックやトレイ、卵パックなどは捨てずにリサイクルに協力しましょう。

地球環境を守る地域社会に

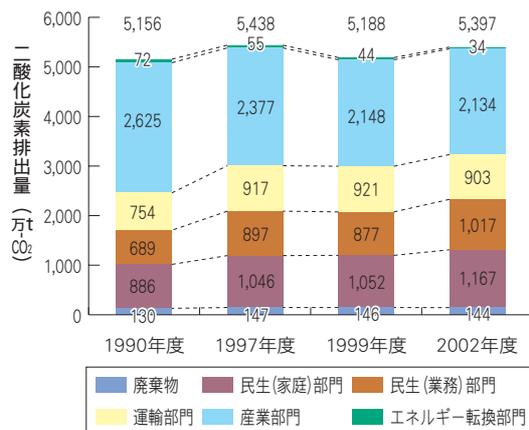
～地球温暖化やヒートアイランド対策など～

現在、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球的規模の環境問題の進行とともに、ヒートアイランド現象のような大都市・大阪特有の環境問題も顕在化しています。次代を担う子どもたちに豊かな環境を引き継ぐために、わたしたち一人ひとりが身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるということを認識し、行動していくことが必要です。

温室効果ガスの排出量

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等）の2002（平成14）年度の府域における排出量は、主として代替フロン等の排出抑制対策の進展により1990（平成2）年度から2.8%減少しています。しかし、温室効果ガス排出量の約96%を占める二酸化炭素の排出量は、1990（平成2）年度から4.7%増加しており、特に運輸部門（自動車等）、民生部門（家庭、オフィスビル等）で大幅に増えています。府の削減目標（2010（平成22）年度に1990（平成2）年度から温室効果ガス排出量を9%削減）の達成のために、二酸化炭素の削減対策の強化が課題となっています。

大阪府内の二酸化炭素排出量の推移



地球温暖化対策の推進

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、エネルギー多量消費事業者対策、自動車対策、建築物対策、新エネルギーの普及推進等に取り組むことにより二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制を図っています。

また、「大阪府庁エコアクションプランー地球温暖化対策大阪府庁実行計画ー」に基づき、府の事務・事業においても温室効果ガスの排出抑制に努めています。

さらに、家庭や企業における省エネルギー行動を促進するため、毎月16日を「ストップ地球温暖化デー」とするとともに、普及啓発の拠点となる「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」や地球温暖化防止活動推進員（104名を委嘱）と連携して、府民に対する環境情報の提供や家庭・学校等での啓発活動を実施しています。

環境にやさしい暮らしの率先実行 ー省エネはこんなにお得！ー

省エネルギー行動	削減される省エネコスト
あかりをこまめに消すと	約200円/年
テレビを1日1時間消すと	約1,100円/年
暖房器具(灯油)を1日1時間使わないと	約1,700円/年
暖房器具(エアコン)を1日1時間使わないと	約2,700円/年
暖房器具(ガスファンヒーター)を1日1時間使わないと	約3,700円/年
冷房の設定温度を1℃高くすると	約700円/年
暖房の設定温度を1℃低くすると	約2,900円/年
寝る前、外出時にテレビの主電源を切ると	約300円/年

電力 23円/kWh、灯油 50円/L、都市ガス 140円/m³とした

環境に配慮したエネルギー利用の促進

○燃料電池用自動車の導入

平成16年6月、次世代のエネルギーである水素を燃料とする燃料電池自動車を、西日本で初めて庁用自動車として導入し、普及啓発等に活用しています。



究極のエコカー「燃料電池自動車」

○バイオマスの利活用の推進

生物由来の有機性資源であるバイオマスの利活用は、地球温暖化対策として注目されています。平成16年3月に「森林バイオマス利用推進行動計画」を策定し、公共施設に木質ペレットストーブ等を設置するなど、森林から発生する間伐材の利用を推進しています。また、平成18年3月には「大阪府バイオマス利活用推進マスタープラン」を策定し、総合的なバイオマスの利活用を進めています。

○民間資金活用型ESCO(Energy Service Company)事業の推進

民間の資金・ノウハウを活用して、既存の庁舎・病院等の省エネルギー化改修を図り、省エネにより削減された光熱水費の一部で改修費用を償還するとともに、残余を府の経費削減効果とする事業であり、大阪府が全国自治体で初めて事業を開始しました。

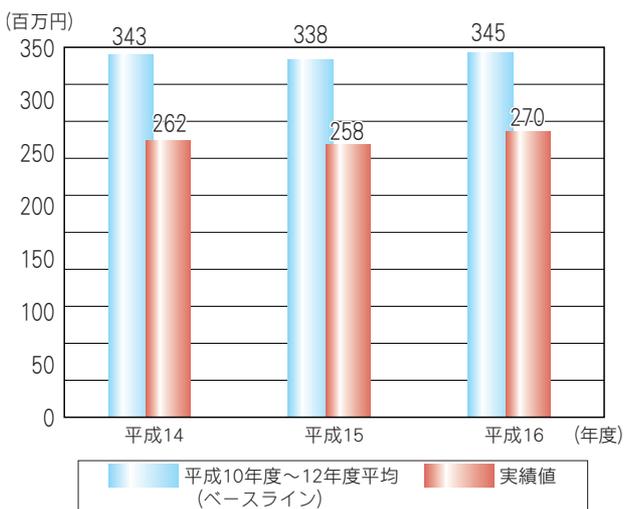
初期投資を行うことなく、省エネによる環境対策や光熱水費削減が図れることに加え、ニュービジネスの育成にもつながります。

平成17年度末現在、母子保健総合医療センターや府警察門真運転免許試験場等16施設でESCO契約しており二酸化炭素削減量は、約1万2千トン-CO₂/年に達しています。

母子保健総合医療センターの光熱水費の削減状況

累計削減額	目標削減額
8,000万円 (平成14年4月～平成15年3月)	7,600万円/年
8,000万円 (平成15年4月～平成16年3月)	最低保証基準額
7,400万円 (平成16年4月～平成17年3月)	5,700万円/年

(ベースライン補正あり)



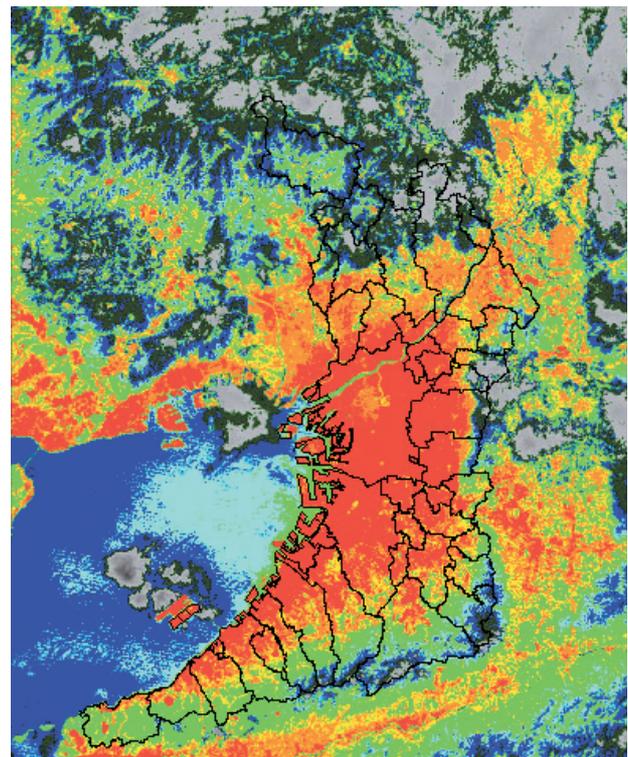
オゾン層保護対策の推進

オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響を及ぼすフロンガスの排出抑制対策を講じるため、「フロン回収破壊法」に基づきフロン類回収業者の登録を実施するとともに、立入検査の実施により、フロン類の回収を徹底しています。

ヒートアイランド対策

冷暖房や自動車などの人工排熱の増加に加え、緑地や水面の減少、道路舗装・建築物等による蓄熱・輻射熱の増加等により、都市に熱がたまり、気温が郊外に比べて高くなる、いわゆるヒートアイランド現象（都市の高温化）が顕著になっています。

大阪府周辺地域の気温分布
(平成16年8月12日午前10時)



人工衛星の観測データをもとに推定した温度分布

をみると、都市の高温化は大阪市内にとどまらず、広くその周辺地域にまで及んでいます。

また、大阪市内における熱帯夜(最低気温25℃以上)の年間出現日数をみると、1970年代(10年平均)は27日であったのに対し、1990年代(10年平均)は38日となっています。

また、大阪市内における熱帯夜(最低気温25℃以上)の年間出現日数をみると、1970年代(10年平均)は27日であったのに対し、1990年代(10年平均)は38日となっています。

○ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策の目標、基本方向、先行的に推進する具体策等を定めた「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」(平成16年6月策定)に基づき、建築物の敷地や屋上の緑化推進、校庭の芝生化、下水高度処理水や農業用水等を活用した打ち水、雨水利用の促進など、総合的かつ計画的に府民協働による施策を推進しています。

きれいな空気で、静かなまちに

～大気環境の保全、騒音対策など～

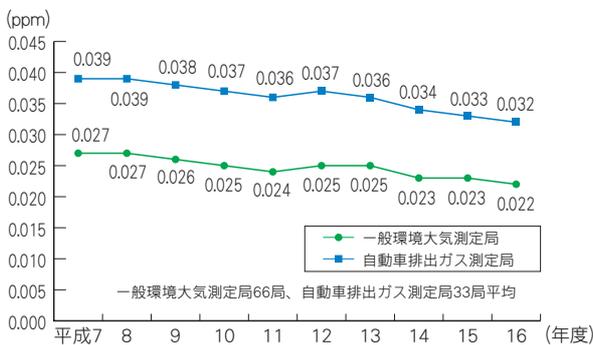
きれいな空気で、静かなまちを目指して、新たな手法も取り入れながら、環境保全の取り組みを進めています。特に、私たちの生活に便利な自動車による大気汚染や騒音・振動が社会問題となっており、府民、事業者、民間団体、行政が互いに協力して、さまざまな対策を進めていくことが求められています。

大気、騒音の状況

○二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素については、年平均濃度は横ばいまたは緩やかな改善傾向にあり、平成16年度の環境基準の達成率は、一般環境大気測定局で昨年度に引き続き100%、自動車排出ガス測定局は79.5%でした。

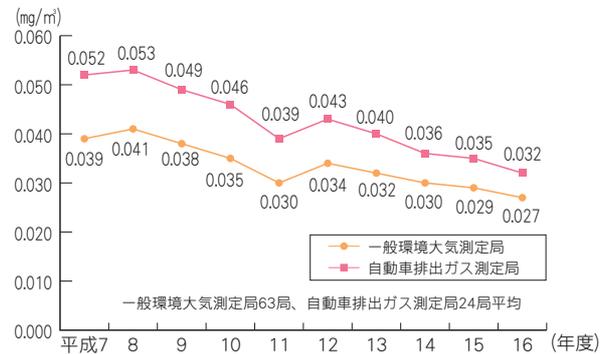
二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



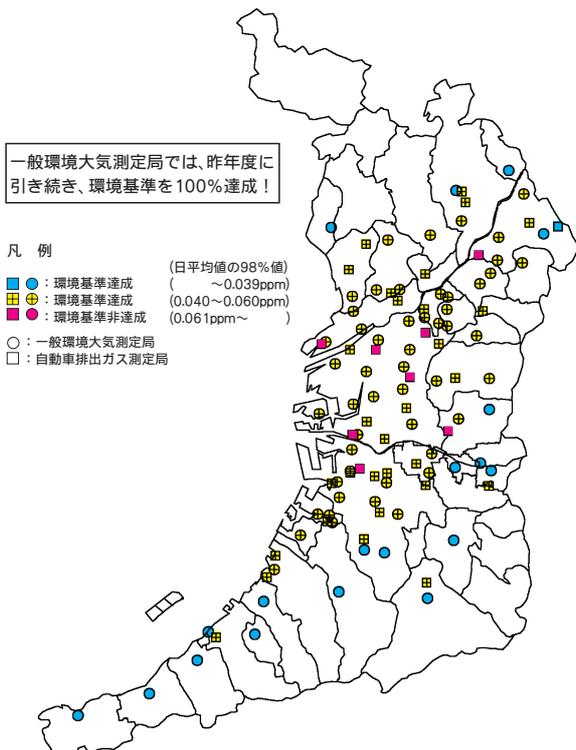
○浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質については、年平均濃度は改善の傾向にあり、平成16年度の環境基準の達成率は、昨年度に引き続き、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局とも100%でした。

浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



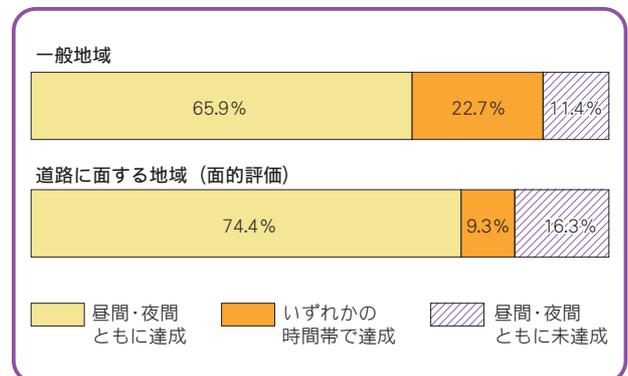
二酸化窒素の環境基準達成状況地図 (平成16年度)



○騒音の状況

平成16年度の環境基準の達成率は、一般地域では65.9%、道路に面する地域では74.4%でした。

騒音に係る環境基準達成状況 (平成16年度)

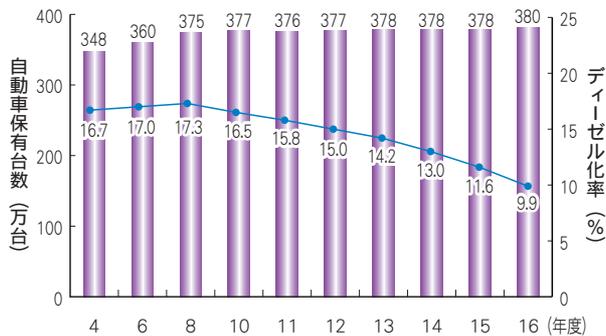


自動車排出ガス対策

府域の自動車保有台数は約380万台と、この10年間で1.06倍に増えています。なお、環境負荷の大きいディーゼル車の割合は、平成8年度をピークに減少しています。

二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準達成に向けて、平成15年7月に「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画」を策定し、低公害車等の普及促進やグリーン配送等、ディーゼル車を中心とした対策を推進しています。

自動車保有台数とディーゼル化率の推移



○低公害車等の普及促進

天然ガス自動車などの低公害車普及のため、民間事業者への助成や府の公用車への率先導入、大阪府の本庁駐車場における低公害車の駐車料金割引制度などに取り組んでいます。

さらに、京阪神の6つの府県・政令市が共同で、市販車の中でも窒素酸化物等の排出量が少ない車を「LEV-6」として指定し、普及促進を図っています。※平成18年4月1日から堺市の加入により、「LEV-7」となります。



LEV-7車証

○事業者に対する指導の強化

自動車NOx・PM法に基づき、30台以上の自動車を使用する事業者に対して、自動車使用管理実績報告書等を提出させ、低公害車の導入や車両走行量の削減への取組みについて指導しています。

○グリーン配送の推進

平成14年4月から、大阪府が購入する物品についてグリーン配送（物品の配送にあたり環境負荷の少ない車を使用すること）を導入しています。

また、大阪自動車環境対策推進会議を活用し、グリーン配送を民間事業者へ普及拡大させるため、「大阪グリーン配送推進運動」を進めています。



大阪グリーン配送推進運動シンボルマーク

騒音・振動対策

○自動車騒音・振動対策

低騒音舗装の敷設などの道路構造対策や最高速度規制などの交通流対策など各種対策を実施しています。



間伐材を有効活用した木製低層遮音壁

○近隣騒音対策

深夜におけるカラオケ装置などの音響機器の使用を原則として禁止しているほか、商業宣伝を目的とした拡声機の使用について制限を設けています。また、ピアノや自動車の空ぶかしなどの生活騒音の防止のための啓発等に努めています。

私たち一人ひとりができること

- 通勤・通学には電車・バスを利用しましょう。（毎月20日は「ノーマイカーデー」です。）
- より低公害な自動車に乗り換えましょう。
- 車の急発進や急加速はやめましょう。
- 駐車時の不要なアイドリングはやめましょう。
- 車の空ぶかしは控えましょう。
- 夜間、早朝のテレビ、ステレオなどの音量はできるだけ小さくしましょう。
- ピアノなどの楽器の練習は窓を閉め、時間帯に気をつけましょう。

きれいな水、潤いとやすらぎのある水辺に

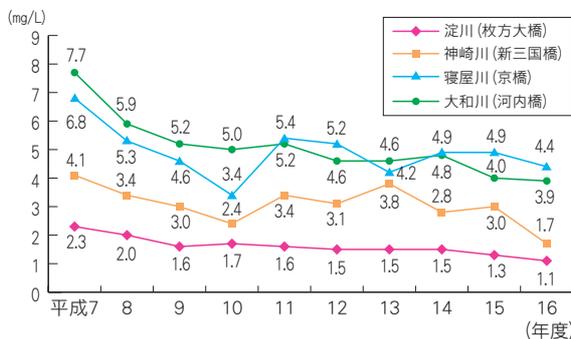
～水循環の再生、水環境の保全など～

自然の大きな水循環は、水の汚れを浄化するとともに、豊かな水の流れを生み出します。水循環の再生や潤いとやすらぎのある水辺環境を保全・創造するために、水質の改善はもとより、より一層の水源のかん養や水の効率的な利活用などに取り組む必要があります。

河川的环境

河川の汚れ具合を示すBODの値は、改善の傾向がみられ、大阪市内でもっとも汚いと言われてきた寝屋川に、ギンブナやモツゴが戻ってきたとの報告（大阪市生息状況調査）もあります。平成16年度のBODの環境基準達成率は73.8%でした。

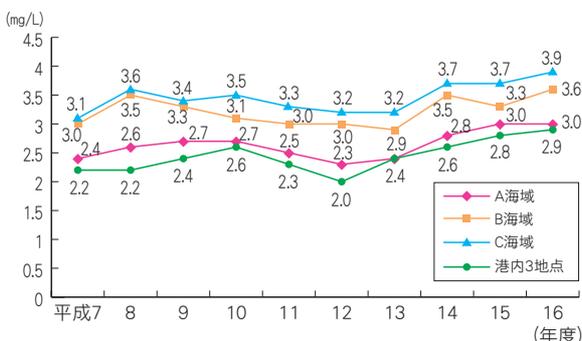
府内主要河川のBOD（年平均値）の推移



海的环境

海（大阪湾）の汚れ具合を示すCODの値は横ばいで、依然、環境基準未達成の地点があります。平成16年度のCOD環境基準達成率は40.0%でした。汚濁の原因としては、河川などからの汚濁物質の流入に加えて、窒素・りん等の栄養塩の流入による植物プランクトンの増殖がCODを増加させることが考えられます。

大阪湾のCOD（年平均値）の推移



水環境の保全

○生活排水対策

私たちの台所、風呂、トイレなどから出る生活排水が河川や海を汚す主な原因となっており、平成15年度末時点で、下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水を適正処理している人口の割合は87.3%でした。このため、「大阪府生活排水処理実施計画」（平成15年3月策定）に基づき、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進などにより、生活排水の100%適正処理を目指しています。

くらしの汚れはどれくらい？（風呂おけ1杯300L）

汚れのもと ()内の量を捨てたら	魚がすすめる水質(BOD:5mg/L程度)にするために必要な水の量は風呂おけ何杯分
使用済みの油(500ml)	330杯分
しょう油(20ml)	2杯分
ラーメンの汁(200ml)	3.3杯分
牛乳(200ml)	10杯分

○下水道の整備

生活排水を適切に処理する主要な対策として、下水道の整備を推進しています。平成16年度末現在の下水道普及率は府内全体で90.1%となっています。

○大阪湾の再生

「大阪湾再生推進会議」（国と関西9府県市により構成）において平成16年3月に策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、「魚庭（なにわ）の海」の回復に向けて「コンブ養殖による水環境改善実験」や「アマモの植栽による生物生息空間の再生」など、市民・NPOなどと協働で社会実験を実施しています。

また、大阪湾の汚濁機構の解明や、多様な主体の参画による環境モニタリングネットワークの構築のため、産官学民が連携して調査日を8月2日に統一した「大阪湾再生水質一斉調査」を実施しています。



浜寺水路におけるコンブの収穫状況

○オアシス整備事業

地域の貴重な環境資源であるため池を、水と緑に包まれたオアシスとして総合的に整備するなど、地域の快適な環境づくりを推進しています。



オアシス整備事業 長池 (熊取町)

水循環の再生

○雨水利用の推進

府域16ヶ所に雨水利用の体験の場を府民、企業、NPO等と協働で創出し、雨水利用を通じた地域環境活動を推進するモデル事業（「おおさかレインボウぶろじえくと！」）を実施しています。

各モデル地域では、地域の方々が雨水モニターとして、個性豊かな活動を展開し、雨水利用について各種報告をいただいています。本事業の中で得られたノウハウやアイデアは、ホームページ等で広く情報発信し、雨水利用の普及啓発を進めています。

○寝屋川流域水循環系の再生

「寝屋川流域水循環系再生構想」（平成15年6月策定）を基に、寝屋川流域の水質・水量の回復を図るための短期的施策として、地域住民などとの連携により10年間で流域全体BOD5mg/lを目標とする「第二期水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンスⅡ）を平成16年5月に策定しました。

主な施策内容は、植生浄化、浄化浚渫、他河川からの導水、下水道の整備促進、高度処理の推進、合流式下水道の改善、下水高度処理水の導水などです。

私たち一人ひとりができること

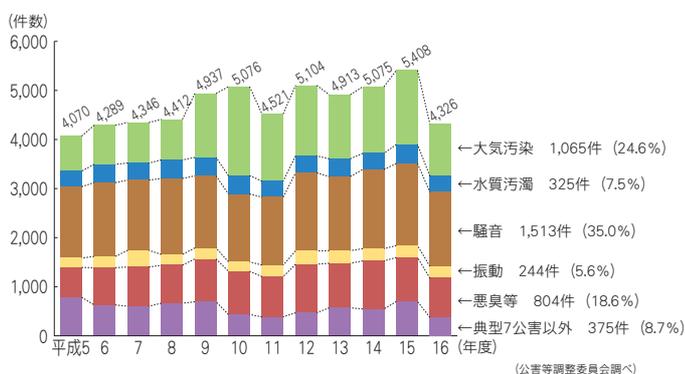
- ・油は流さず使い切る工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞などにしみこませて、燃えるごみと一緒に捨てましょう。
- ・食器や鍋の汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- ・調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。

公害の苦情やその解決のために

○公害審査会

公害に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、あっせん、調停、仲裁を行っています。

公害の種類別苦情件数の推移
(他機関からの移送分を含む)



●公害防止に係わる融資など

主に中小企業者が、公害防止のため、施設を設置・改善したり、工場を移転したりする場合に、これに係る費用の融資制度などを設けています。

<融資等のお問い合わせ>

府庁代表 ☎06-6941-0351

- 中小企業公害防止資金特別融資制度
府環境管理室環境保全課 (内線3862)
- デーゼル車買替緊急融資制度
中小企業低公害車等購入資金特別融資制度
府環境管理室交通環境課 (内線3898・3899)
- 立地・投資促進資金
府金融支援課 (内線2644)
- 小規模企業者等設備貸与制度
(財) 大阪産業振興機構 資金支援部設備資金課
☎06-6947-4345~6

化学物質を適正に取り扱うために

～自主管理の促進、汚染の調査・対策など～

私たちのまわりでは、多くの化学物質が使用され、便利な生活を与えてくれる一方、取り扱い方をまちがえると、環境中に大量に放出され、思わぬ環境汚染を引き起こす場合があります。こうしたことにならないよう、排出規制や汚染の調査・対策を進めるとともに、事業者自らも化学物質を適正に管理することで排出を抑制していくことが重要です。

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場の立入検査を実施して、ダイオキシン類の排出量削減対策の徹底を指導するとともに、大気、水質等の状況を調査しています。

平成16年度における府内でのダイオキシン類の排出量は15.5gで、環境基準の達成率は97.1%でした。

また、府内32地点における大気環境中のアスベスト濃度の実態調査や、健康対策として市町村と共同で緊急肺がん検診を実施するとともに、アスベスト対策のホームページやリーフレット配布を通じて、府民への情報提供を行っています。

土壌汚染対策

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、「土壌汚染対策法」と「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土壌汚染に関する調査や対策が適切に行われるよう土地所有者等に対する指導を行っています。

化学物質に係る自主的管理の改善の促進

PRTR法に基づき、平成16年度に事業者から化学物質の排出量等の1,933件の届出を受け、主務大臣へ送付した後、国において集計されたデータに基づく府域の集計結果を公表しています。

平成15年度における府内の化学物質の排出量は27,378トンで、全国の約4.3%を占めていました。

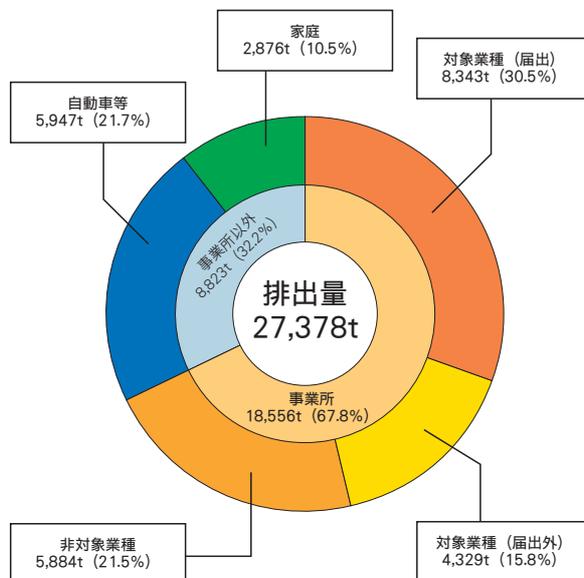
また、事業者に対して、化学物質の排出抑制の啓発等を行っています。

アスベスト対策

中皮種や肺がんなどの原因と言われているアスベストから府民の健康を守るため、「大阪府アスベスト対策推進本部」を設置し、全庁的に取り組んでいます。

アスベスト飛散防止については「大気汚染防止法」・「生活環境の保全等に関する条例」に基づく建築物解体現場等の立入検査や、府有施設における吹付アスベストの除去等の対策を進めています。

大阪府内における環境への化学物質の排出量
(平成15年度分の集計結果)



PRTR

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、有害性のある化学物質の環境中への排出量などを把握するしくみ。

事業者は自ら化学物質の管理を行うとともに、排出量・移動量を把握して国に届け出る。国は届出データの集計・届出以外の排出量の推計を行い、公表している。

豊かな自然との共生や文化が実感できるまちに

～都市と自然が共生する魅力ある地域づくりなど～

自然や歴史・文化、景観は、地域の魅力を決めるバロメーターであり、府民、事業者、民間団体、行政といったすべての主体の協働のもと、これらを守り、育て、活用して、都市と自然が共生した個性的で魅力あふれる地域の実現を目指します。

種の多様性の保全

府域には1万種を超える生物が生息・生育していると予想され、中には、北摂山系に棲む特別天然記念物のオオサンショウウオや淀川のわんどに棲む天然記念物のイタセンパラなどもあります。種の多様性の保全のため、天然記念物アユモドキなどの種の保護・増殖技術の開発や淀川のわんどにおける密漁等に対するパトロールなどの保護活動を行っています。



淀川のわんど

〇ビオトープの保全・創出

いきものが生息する空間（ビオトープ）を確保し、創造するため、湿地の保全を進めるなどビオトープの保全・回復・創出や、ビオトープの基本的な考え方、適用事例を紹介し、普及・啓発に努めています。

貴重な自然の保全

府域に残された貴重な自然環境を有する自然環境保全地域やミドリシジミ類の蝶（通称ゼフィルス）、ラン科植物等の貴重な動植物が生息・生育する緑地環境保全地域について適正な保全・管理を図っています。

森林環境の保全

多様な生き物の生育の場や、体験的な環境学習フィールドとしての利用など森林の公益的な役割に対する府民の期待が高まってきていることから、森林整備事業や自然公園事業の推進、さらには、おおさか「山の日」等を通じた里山保全活動など府民協働の森づくりに対する支援などを行っています。

自然公園の整備・管理

明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園などの自然公園における自然景観、生態系の保全や“自然とのふれあいの場”の創出のため、自然公園施設の整備・管理を行っています。

都市の緑化

緑化スペースの確保が困難な都市部の緑化の推進を図るため、地域のモデルとなる公共性・公開性のある民間施設の接道部・屋上・壁面等の緑化や学校の校庭を芝生化する等の地域緑化活動に対して助成をおこなったり、地域の人々が協働して行う緑化活動等に緑化樹を無償で配付しています。

また、屋上緑化の様々な事例を紹介したパンフレットを配付し、多様な都市緑化の普及・啓発に努めています。

農空間の保全と活用

「みんなの近くに夢ある農空間」をキャッチフレーズとする「おおさか農空間づくりアクションプラン」に基づき、府民との協働・連携により多様な農空間づくりを進めています。

〇農空間整備事業

多くの府民が、農空間の持つ資源循環、環境保全、生きものの生息などの多面的な機能を実感し、その恩恵を享受できるよう、環境に配慮しながら、農地や農道、用水路などの整備を進めています。

また、「大阪府農空間保全・活用指針」に基づき、「農空間保全・活用地域」の指定、地域住民が主体となった「農空間づくりプラン」の策定促進など、秩序ある土地利用の誘導と、地域環境の保全や地域の活性化を図っています。

緑豊かなまちづくりの推進

平成15年度の都市公園面積は4,329haで、府民1人あたりの公園面積は4.9㎡と全国平均の8.7㎡を下回っています。このため、都市公園の整備、道路の緑化のほか、府有施設について、府有施設緑化基準に基づき、緑化を進めています。

○「共生の森」づくりの推進

府民やNPO等多様な主体との協働により、大阪府堺臨海部の廃棄物最終処分場跡地（堺第7-3区）での大規模な森林・ビオトープ空間等の自然環境の創出再生を目指した「共生の森」の整備に向け、府民協働のもと、ワークショップを開催し、具体的な森づくりの進め方について議論を進めています。

美しい景観づくりの推進

○美しい景観への関心づくり

府民の積極的な参加のもと、創意と工夫を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくり功労者の表彰等を実施しています。

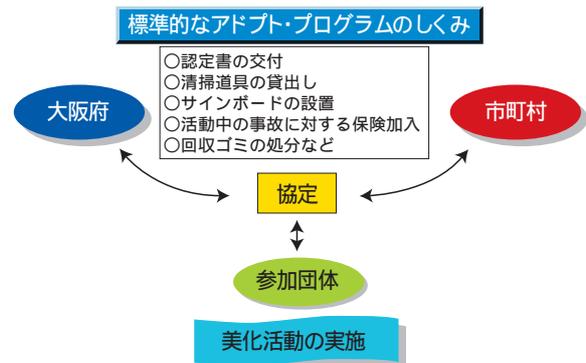
また、個性あふれる美しい景観づくりを推進するため、「大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）」を設け、景観上優れた建築物やまちなみを表彰しています。



「身体・知的障害者通所授産施設 里の風」
(第25回大阪まちなみ賞大阪府知事賞)

○景観づくり活動の展開

地域に愛され、大切にされる美しい道路づくり、川づくりを目指し、快適な道路や河川環境を創出するため、大阪府では市町村と協力して、地元自治会や企業等の団体が、自主的に行なう清掃や緑化などのボランティア活動を支援する『アドプト・プログラム』を実施しています。



歴史的文化的環境の形成

○歴史的文化的遺産の保存と活用

史跡・建造物・美術工芸品等の歴史的遺産を指定し、整備、修理や防災事業に助成しています。また、埋蔵文化財包蔵地内での、開発等で文化財が失われないよう協議・指導を行い、発掘調査等、資料の保存と活用を図っています。

○歴史的文化的遺産にふれる場と機会づくり

豊かな文化的環境の創造に資するため、弥生文化博物館（和泉市）、近つ飛鳥博物館（河南町）、泉北考古資料館（堺市）、日本民家集落博物館（豊中市）で、様々な資料や情報を収集・展示し、講座、体験学習等を多彩に行っています。また、近つ飛鳥風土記の丘では、群集する古墳をご覧いただけるほか、古墳の石室への入室も体験できます。また、狭山池博物館（大阪狭山市）では、狭山池ダム建設工事に伴う調査で発見された「1,400年間の歴史を刻む埴体断面や東樋・木製梓工」等の貴重な土木遺産を展示・紹介しています。

私たち一人ひとりができること

- 一人一鉢、花や木を育てましょう。
- 野鳥のエサになる実のなる木を植えましょう。
- 自然の中で生きている虫や草花などは採らずに観察するだけにしましょう。
- 山、川、海などにごみを捨てないようにしましょう。
- ハイキングなどで持っていった物はすべて持ち帰りましょう。
- 家のまわりやまちに緑をふやしましょう。
- 地域の景観づくり、まちづくりに積極的に参加しましょう。

すべての主体が積極的に参加し行動する社会に

～環境配慮のためのしくみづくり～

循環型社会の構築には、環境に配慮したライフスタイルや経済社会システムへ変えていかなければなりません。このためには、府民、事業者、民間団体そして行政などすべての主体が環境に配慮した行動を自主的積極的に取り組むとともに、パートナーシップをもって取り組む必要があります。

パートナーシップによる環境保全活動の促進

○環境情報交流のための施設整備

環境情報センター内に環境に関する情報提供や交流のための施設として「環境情報プラザ（情報コーナー、研修室、実験室）」を整備し、環境NPO等とも協力しながら環境教育、講座の開催、環境活動に役立つ環境関連図書の貸出などを行っています。

また、NPO、自治体、企業・団体、学校等が、大阪の環境に関わる活動の情報を交換し合う場として、環境情報プラザのホームページ内に、「大阪環境パートナーシップネットワーク『かけはし』」を設立し、各団体の連携、協働等に活用していただいています。



URL <http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/plaza/kakehashi/>



環境情報プラザ環境実験室「いこらぼ」での講座

環境教育・環境学習の推進

○環境教育等推進方針の策定

国の法律や基本方針の制定を踏まえ、大阪府としてもこれまで以上に環境教育を進めていくため、平成17年3月に推進体制の整備や人材育成・人材活用など6つの柱を盛り込んだ「大阪府環境教育等推進方針」を策定しました。

URL <http://www.epcc.pref.osaka.jp/kanri/kikan/kyouiku/kekka/suisin.pdf>

○学校等における環境教育の取組みの推進

推進方針を踏まえ、学校等における環境教育を進めるため、以下の事業を実施しています。

- ・府内モデル小・中学校において、教材、カリキュラム、人材活用の方法等を開発
- ・教員を対象とした体験型の環境教育研修を実施
- ・大阪湾の自然環境フィールドを活用した海藻の育成体験など様々な体験型環境教育を実施
- ・地域の指導者や教員向けの環境教育プログラムを開発

○体験型環境学習のフィールドづくり

「自然環境学習」と「人と自然との共生」をテーマに、府民の里山での生活体験や自然体験等を通じて、自然に対する認識や理解を深めるための拠点施設として、泉南市内に里山の自然学校「紀泉わいわい村」を開設し、様々な体験プログラムを提供しています。

○木になる夢銀行推進事業

子どもたちが集めたどんぐりを預かり、通帳を発行して、銀行で育てた苗木の払い戻しを行っています。払い戻した苗木は、家庭や学校などで植えてもらうほか、自然の大切さを学ぶ環境学習の取り組みを行っています。平成17年度は、約1,000冊の通帳を発行し、約80万個のどんぐりが集まりました。

環境アセスメントの推進

事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき、住民、関係市町村長、学識経験者の意見を聴き、事業者に対して必要な指導や助言を行っています。

調査研究の推進

環境情報センターをはじめ大阪府の各試験研究機関では、浮遊粒子状物質の発生機構及び組成に関する研究や、スギチップを用いた自動車トンネル排気口における二酸化窒素の浄化に関する研究、間伐材の有効利用を図る研究などを行うとともに、大気汚染、酸性雨など環境に関する測定や検査・分析、有害化学物質の分析手法の開発などに取り組んでいます。



環境情報センターでの検査・分析

環境関連産業振興のための支援

大阪の抱える環境問題を克服するため、大阪府の関係機関と連携して、環境関連産業に対する研究開発の奨励、技術支援、情報提供など、環境技術に関するコーディネートに取り組んでいます。

府自らの環境配慮への取組

大阪府自らも事業者、消費者の立場であることから率先して環境配慮へ取り組みを進めています。

○「府庁エコアクションプラン」の推進

「大阪21世紀の環境総合計画」を踏まえ、府職員が率先して取り組む行動計画として、「大阪府庁エコアクションプランー地球温暖化対策大阪府庁実行計画ー」（平成17年9月策定）に基づき、省エネルギーやリサイクル等の環境配慮の徹底に努めています。

○ISO14001の取り組みの推進

平成11年2月に府庁本庁舎、同年8月に村野浄水場、平成14年2月に環境情報センター、さらに平成16年11月には産業技術総合研究所において、環境管理の国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、自らの事務・事業活動に伴う環境負荷の低減に努めています。

平成18年2月には、環境農林水産部と土木部の出先機関でも認証を取得しました。

○大阪府グリーン調達方針の推進

環境負荷の低減に資する物品の調達に関する方針を作成し、大阪府におけるグリーン購入の推進を図っています。平成17年度は、紙類、文具類、家電製品、公共工事などの18分野についてグリーン購入に努めています。

グリーン調達（購入）

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に調達（購入）することです。

私たち一人ひとりができること

- ・自らの行動スタイルを見つめなおしてみましょう。
- ・買い物や外出は、自転車や公共交通機関を利用しましょう。
- ・水を出しっぱなしにするのはやめましょう。
- ・テレビやあかりなどのつけっぱなしはやめましょう。
- ・エコマーク商品や省エネ型商品などグリーン商品を選びましょう。
- ・冷房温度は28度、暖房温度は20度を目安にしましょう。
- ・環境保全活動に参加してみましょう。

<環境関係ホームページの紹介>

◆エコギャラリー ～おおさかの環境～

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/>

大阪府の環境に関する情報発信の窓口となるホームページで、イベント情報や各種の行政情報のほか、大気汚染の状況や光化学スモッグ注意報などの発令状況に関する情報をリアルタイムで提供し、メールマガジンで配信しています。また、河川等水質調査結果等をデータベース化して公開しています。

◆大阪府エコデザイン研究会

<http://www.pref.osaka.jp/oidc/ie/society/>

大阪府産業デザインセンターが行う、環境に配慮した商品や仕組づくりを支援するための研究会です。研究会では、環境配慮技術やエコデザインについての見識を深め、企業とデザイナーとのマッチングを図りながら、新たなエコ商品の開発を目指します。

◆かんきょう交流ルーム

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/fumin/>

大阪府の環境について、いつでも自由に意見交換や情報交流をいただくためのホームページです。情報の提供や意見の書き込みには会員登録（無料）が必要です。

現在会員募集中！（ホームページ画面から申し込みます）

◆大阪府EMSポータル

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/ems/index.html>（平成18年4月開始予定）

環境マネジメントシステムに関する様々な情報を体系的に整理し、分かりやすく解説しています。家庭から出ているCO₂の量が分かるソフト「おんたま君」など、家庭でできるEMSコーナーもあります。

情報提供窓口

環境情報プラザ

環境学習や自主的な環境保全活動に役立つ環境関連書籍（ビデオ・DVDなど含む）の閲覧や貸出しのほか、インターネットによる環境情報の閲覧ができます。また、環境に関するイベントなどに研修室、環境実験室をご利用いただけます。

- 電話 06-6972-6215 ■利用時間 午前10時～午後4時30分 ただし、研修室は平日に限り午後6時～午後9時まで利用可（休み：日曜日・祝日・休日、年末年始）
- 所在地 大阪市東成区中道1丁目3-62 大阪府環境情報センター内（JR環状線森ノ宮駅、地下鉄森ノ宮駅⑤番出口から徒歩5分）
- ホームページ <http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/plaza/>

(財)大阪みどりのトラスト協会

みどりや自然などの情報提供を行っているほか、みどりのボランティアの育成、派遣も行っています。

- 電話 06-6949-5705 ■利用時間 午前9時～午後5時45分（休み：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）
- 所在地 大阪市中央区馬場町3-35 大阪府農林会館2階（地下鉄中央線・谷町線谷町四丁目駅⑨番出口から東へ徒歩5分）
- ホームページ <http://www.ogtrust.jp/>

府立食とみどりの総合技術センター

自然環境の保全や緑化の推進に関する技術開発や普及、研修を行っています（企画部）。

- 電話 0729-58-6551 ■利用時間 午前9時～午後5時45分（休み：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）
- 所在地 羽曳野市尺度442（近鉄南大阪線藤井寺駅から近鉄バス羽曳が丘8丁目下車、南へ徒歩5分）
- ホームページ <http://www.afr.pref.osaka.jp/>（⇒平成18年4月1日以降 <http://www.epcc.pref.osaka.jp/afr/>）

花と緑の相談所

花や草や木についての講習会、展示会を開催するほか、花と緑の相談を行っています。

(府営服部緑地都市緑化植物園)

- 電話 06-6866-3622 ■利用時間 午前10時～午後5時 ただし7月20日から8月31日までは午前10時～午後6時（休み：火曜日、ただし祝日の場合は翌日、年末年始）
- 所在地 豊中市寺内1-13-2（北大阪急行緑地公園駅から西へ徒歩10分）
- ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/koen/>

(府営大泉緑地)

- 電話 072-252-3651 ■利用時間 午前10時～午後5時（休み：火曜日、ただし祝日の場合は翌日、年末年始）
- 所在地 堺市金岡町128（地下鉄新金岡駅から東へ徒歩15分、JR堺市駅・南海堺東駅から南海バス北支所前下車、東へ徒歩12分）
- ホームページ <http://www.osaka-park.or.jp/sodansyo/>

(財)大阪産業振興機構

中小企業が省エネルギーや環境管理・監査制度などに対応できるように、相談窓口の設置及び図書・パンフレット等の閲覧、ビデオの視聴・貸出しを行っています。

- 電話 06-6947-4375 ■利用時間 午前9時～午後5時（休み：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始）
- 所在地 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階（地下鉄堺筋本町駅から東へ徒歩5分）
- ホームページ <http://www.mydome.jp>

表紙

エコアクションキャラクター

「モットちゃん」と「キットちゃん」

府民の皆様が親しみをもっていただき、環境にやさしい身近な行動である“エコアクション”を実践する契機をつくるための Mascot キャラクターです。エコアクションの輪を広げるため、府内各所で活動を始めました。



モットちゃん キットちゃん

みんないっしょに！もっと考えたり、行動したりすればきっとすばらしい未来が待っているよ。

モットちゃん（左）は「もっとみんなで」「もっとこうしたら…」など、いつも一つ上の視点で環境問題をとらえ、アドバイスをくれる。行動力は誰にも負けない元気なこいぬ。

キットちゃん（右）は、みんなが力を合わせればきっとすばらしい未来が待っていると信じて日々環境活動に取り組むおさるさん。頭のはっぱが風にゆれるといいアイデアが浮かぶ。

『大阪発！毎月16日は「ストップ地球温暖化デー」です。』

このパンフレットは3,000部作成し、一部あたりの単価は132円です。